様式第6号（第7条関係）(1)（第2面）

注　意

1　基本手当は受給資格者が、高年齢求職者給付金は高年齢受給資格者が、特例一時金は特例受給資格者が、それぞれ労働の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことができないときに支給されるものであること。

2　基本手当、高年齢求職者給付金又は特例一時金の支給を受けようとするときは、住所又は居所を管轄する公共職業安定所又は地方運輸局に出頭し、求職の申込みをした上、この離職票－１及び離職票－２（別紙）を提出すること。

3　基本手当の支給を受けることのできる期間は、原則として離職の日の翌日から１年間（注）（これを受給期間といいます。）であること。その１年間に妊娠、出産、育児、疾病、負傷、親族の看護等の理由で、引き続き３０日以上職業に就くことができない者については、所定の期限までに上記２の公共職業安定所又は地方運輸局に届け出ることにより、これらの理由により職業に就くことができない日数を１年に加えた期間（最大限４年）となること。

（注）所定給付日数が３３０日の場合「１年と３０日」、３６０日の場合「１年と６０日」となること。

4　基本手当、高年齢求職者給付金又は特例一時金の支給を受けないときでも、後日必要な場合があるから、少なくとも４年間は大切に保管すること。

5　この離職票－１を滅失し、又は損傷したときは、交付を受けた公共職業安定所に申し出ること。

様式第六号の二(1)を次のように改める。

様式第6号の2（第9条関係）(1)（第1面）

雇用保険被保険者資格取得確認通知書（事業主通知用）

確認（受理）通知年月日

雇用保険被保険者資格取得届に基づき、下記のとおり確認（通知）します。

公共職業安定所長

被保険者番号	事業所番号	管轄区分	資格取得年月日

被保険者氏名	性別	生年月日（元号一年月日）	取得時被保険者種類
	（1 男 2 女）	（3 大正 3 昭和 4 平成）	（1又は3 一般 4又は5 高年齢 2又は3 短 期）

事業所名略称

転勤の年月日